明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○公正取引委員会事務総局組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（八二）　四
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（八三）　四
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（八四）　四
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（八五）　四
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（八六）　四
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（八七）　四
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（八八）　四
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（八九）　四
○少年院法の施行期日を定める政令（九〇）　四
○少年院法施行令（九一）　四
○少年鑑別所法施行令（九二）　四
○少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（九三）　四
○国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（九四）　四

〔条　約〕
○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（三）　四

〔省　令〕
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三九）　四
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　四

〔告　示〕
○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の効力発生に関する件（外務八五）　四
○障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を定める件（厚生労働一一六）　四
○雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針を定める件（同一一七）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件（同一一八）　四
○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（同一一九）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同一二〇）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一二一）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一二二）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一二三）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一二四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件（同一二五）　四
○薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同一二六）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品の一部を改正する件（同一二七）　四
○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（同一二八）　四
○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同一二九）　四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一三〇）　四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。